

必見！

農業者の皆さん 労災保険の特別加入を ご存じですか!!



**ここに
注目！**

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

**療養・休業給付から遺族給付まで
手厚い補償があります！**

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました！

MAFF
農林水産省

 厚生労働省

こんな方が対象になります！

特別加入制度は、以下のA～Cのいずれかに該当する方が対象となります。

A

特定農作業従事者の方



一定の経営規模以上
の方が加入できます！

特定農作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、年間の農業生産物総販売額が**300万円以上**または、経営耕地面積**2ヘクタール以上**の規模であり、次に示す農作業に従事している方。

- ① トラクター等の農業機械を使用する作業 ② 2メートル以上の高所での作業
③ サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 ④ 農薬散布 ⑤ 牛・馬・豚に接触する作業

B

指定農業機械作業従事者の方



機械の指定はありますが、
経営規模にかかわらず加入できます！

指定農業機械作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ① 動力耕耘機その他の農業用トラクター ② 動力溝掘機 ③ 自走式田植機
④ 自走式防除用機 ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
⑥ トラック、自走式運搬用機械 ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
⑧ 無人航空機

C

中小事業主の方



法人の代表者や役員
でも加入できます！

中小事業主とは

常時**300人以下**の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。及び**1年間に100日以上にわたり労働者を使用**することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注：A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

加入手続について

A 特定農作業従事者
または
B 指定農業機械作業従事者

C
中小事業主

加入申込

加入申込

労災保険特別加入団体
(JA、県中央会など)

※お近くのJA・県中央会が特別加入団体になっていない場合もあります。

事務委託

事務手続

労働保険事務組合
(JA、県中央会など)

※お近くのJA・県中央会が労働保険事務組合になっていない場合もあります。

事務手続

労働基準監督署
↓
都道府県労働局

ここに
注目!



特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、**特別加入団体を通じて**加入申請してください。また、中小事業主の方は、**労働保険事務組合を通じて**加入申請をお願いします！地元の特別加入団体等については、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

補償の対象となる作業について

1 ページの各作業のみならず、「直接付帯する行為」(※)についても対象となります。

※例えば、ほ場間の移動、機械や作物等の積卸作業、農産物を共同集荷施設まで運ぶ集荷作業が該当します。



ここに
注目!

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました。

補償の内容について

療養補償給付
療養給付

●農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合
必要な治療が無料で受けられます。

休業補償給付
休業給付

●農作業事故によるケガや病気の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合
休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額（日給相当額のイメージ）の60%の休業補償と、20%の特別支給金の合計80%相当額が支給されます。

障害補償給付
障害給付

●農作業事故によるケガが治った後に障害等級第1級～第7級又は、第8級～第14級までに該当する障害が残った場合
障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

遺族補償給付
遺族給付

●農作業事故により死亡した場合
遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。

葬祭料
葬祭給付

●農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合
給付基礎日額に応じた額が支給されます。

傷病補償年金
傷病年金

●農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合
障害の程度に応じた額が支給されます。

保険料の仕組みについて

- ・ 保険料は年1回の掛け捨て制で、その期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年度途中の加入もでき、その場合の保険料は月割りとなります。
- ・ 加入する農業者は、ご自身の給付基礎日額を選択します。この給付基礎日額に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。

ポイント1

給付基礎日額を申請しましょう。

- ・ ご自身の所得水準に見合った額を申請いただきます。
- ・ 年間の農業収入を365日で割った額を目安として、3,500円～25,000円のうちから申請いただきます。
- ・ 申請いただいた額については、都道府県労働局長の承認が必要です。

ポイント2

ご自身の保険料を算出しましょう。

ご自身の年間保険料は以下の通り計算されます。

給付基礎日額 × 365 × 保険料率※

※【保険料率】 3つの制度ごとに率が異なります！

A 特定農作業従事者	… 0.9%
B 指定農業機械作業従事者	… 0.3%
C 中小事業主等	… 1.3%

※平成30年度の料率

例えば…

【特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で労災加入される方の場合】

10,000円 × 365 × 0.009

ご自身の年間保険料は、

= 32,850円

よくある質問（Q & A）

質問

労災保険に加入すると、どのようなメリットがあるのですか。

答え

年収に応じた保険料で、万が一の農作業事故に備えた様々な補償が受けられます。例えば、農作業事故に遭い、1ヶ月休業しなければならなくなった場合、

- ・療養補償により必要な治療が無料で受けられます。
- ・給付基礎日額が1万円の場合、休業補償と特別支給金で1ヶ月（27日分）につき216,000円給付されますので、この資金を活用してヘルパーなどを雇用できます。

※この場合の保険料は、前のページを参照。

質問

農業者なら誰でも労災保険に加入できるのですか。

答え

専業農家はもちろん、兼業農家であっても、一定の農作業に従事する農業者本人は特別加入制度を利用して労災保険に加入することができます。

質問

労災保険の特別加入は、どこに申請をすればいいのですか。

答え

加入窓口である「特別加入団体」または「労働保険事務組合」に加入申込をする必要があります。JAなどが既に特別加入団体になっている地域もありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局にお問い合わせいただき、加入窓口の確認をしてください。



ところで...

みなさんが雇っているパートやアルバイト等の方々も労災保険に加入できます。

- ・常時5人以上雇っている場合または法人の場合は強制加入です。
- ・常時5人未満の場合は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合は強制加入になります。

さらに詳しく知りたい方へ！

特別加入制度の詳細については、農林水産省または最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください！



さらに詳しい情報を知りたい方は、厚生労働省のホームページに掲載されているパンフレット（左の表紙のもの）をご覧ください。



【ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>



農作業の際に注意すべきことなど、農作業安全に関する情報を知りたい方は、農林水産省のホームページをご覧ください！

【ホームページアドレス】

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

農林水産省 農作業安全対策

検索





【平成31年全国農作業安全確認運動ステッカーデザイン】

農林水産省生産局

技術普及課生産資材対策室（安全指導班）
TEL 03-3502-8111（内線：4774）

または

地方農政局生産部 生産技術環境課

農林水産省 農作業安全対策

検索

都道府県労働局

労働保険徴収課（室）（加入手続担当）
労災補償課（給付担当）

または

最寄りの労働基準監督署